

玉がある。自然増加率低き地域にも種々の型があるが、(イ)死亡率著しく低きも出生率亦低きものに東京があり、(ロ)出生率極めて低くして死亡率中等なるものに大阪、京都、兵庫、山口等がある。(ハ)出生率低く且つ死亡率の著しく高きものに石川、奈良があり、(ニ)出生率は中等なるも死亡率の著しく高きものとして富山、福井を挙げることが出来る。

次に大正一四年—昭和五年間の變化を見れば、全国の上昇度に比し特に著しき増加を示してゐる地域は大阪、沖繩、秋田、茨城、東京、三重、群馬、長野、山形、福島、岩手、栃木、新潟、愛知等の府縣である。此等の諸縣の増加率増大の大部分共通の要因は死亡率の急速度の低下である。之に對して沖繩、秋田、山形、福島、岩手等の諸縣は死亡率の減少もないではないが、主として出生率の増大による特例をなしてゐる。増加率減退の特に著しき地域は島根、佐賀、山口、福井、富山、石川等の諸縣であつて概ね出生率の減退と死亡率の停滞とに依るものと云ふことが出来る。昭和五年—同一〇年間の變化を見れば、奈良、和歌山、石川、徳島、富山、三重、滋賀の七縣が減退を示してゐるの外は何れも増大を見せてゐるが、其中全国以上の増加を示してゐるものは一九縣を數へることが出来る。而して増加率上昇の顯著なる地域は九州一圓及東北地方である。就中増加率上昇の顯著なる地域は島根、沖繩、福岡、佐賀、宮崎、青森、東京、長崎、鹿児島、岩手、等の府縣である。其中、(イ)出生率の恢復著しく死亡率の改善又顯著なるものに、島根、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島があり、(ロ)死亡率の改善しかく著しからざるも、出生率の恢復見るべきものあるは、沖繩、東京、長崎であり、(ハ)出生率恢復しかく顯著ならざるも死亡

率の改善著しきものは、青森、岩手の二縣である。一般に九州地方は(イ)の型であり、東北地方は(ハ)の型に屬する。増加率減退の特に著しき地域は奈良、和歌山、石川、徳島、富山等の諸縣であつて、(イ)出生率低下し死亡率の上昇を示すものに奈良、和歌山があるが、最近五箇年間に於ける奈良及和歌山兩縣の人口動態に惡化が認めらるることは注意を要する。(ロ)死亡率低下を示せるも出生率が一層低下したるものに石川、富山兩縣があり、(ハ)出生率極めて僅かに上昇したるも死亡率の一層増加したるものに徳島縣がある。

以上は極めて簡單且つ形式的なる結果の説明に過ぎないのであるが、仔細に之を考察すれば、人口問題研究上幾多の重大なる問題を包蔵してゐると云はねばならぬ。

佛國家族法典

編者(北岡)序言

佛國は出生率低下に於て他の歐洲諸國に魁したる國で、従つて出生率増加政策に於ても他に魁し、家族手當始め各種の手厚き制度を有して居たのであるが、昨一九三九年七月二十九日公布せられた家族法典(Code de la Famille)は正にその頂點に達し、出生奨励のため考へ得べき凡ての事項を網羅したるやの感がある、本法は一九四〇年初めより施行せられる筈で、その實績は未だ知る由もないが、左に(一)本法公布に當り總理大臣より大統領宛に提出したる報告の形に於て本法の立法理由及内容の概要を説明したるもの、及び(二)本法の解説概要を掲げる。何れも主として佛國官報よりの譯出で、井出海南夫の執筆になるものである。

一 家族法典に關する大統領への報告

大統領閣下

數世期に互る佛蘭西の偉大さに就ては、何人と雖も疑を挿まない所でありまして、之は其の廣大なる版圖と良く均衡を得た富とに依りますると同時に、國民が知的、肉體的、道德的に抽んじたるに依るものであります。

佛蘭西の地は、其の天賦の才能を以て他の羨望の的である國民を有して居ります。此の國民は相承け相繼いで、代々、祖國に農業者、商業者、工業者、軍人、學者を絶ゆることなく多數に供給し、以て佛蘭西をして、強力な、幸福な、自由の國土たらしめたのであります。其の國民の子孫も亦、或は國內に在つて益、之を他に優越せるものたらしめ、或は海外に渡り、彼の地の人々をして其の文明の餘澤に浴せしめたのであります。

とは言へ、佛蘭西程、前世期の技術的發達、社會的變革、經濟的混亂が幸福と不幸とを齎した國は、不幸にして他に例を見ないのであります。佛蘭西は他の國々と同じく、世界の面目を改むるが如き科學的發見の利益を享受して参りました。そして、其の結果たる物質的安泰は他の何處に於けるよりも國の隅々にまで平等に及び、階級の如何を問はず、全國民の間に普く行き渡つたのであります。

斯かる幸福なる地位を其の子孫にまで及ぼさうと言ふ念願が、佛蘭西人をして、子供の多いのを厭はしめるに至つたのであります。新しい富源の開拓に送出すやう、國民を鼓舞して、多數の子供を産ましめずして、却つて、其の子に自己の遺産の全部を相続せしめる爲め、子供の數を減少せしめるに至つたのであります。此の寒心すべき傾向は良く其の數字の示す所

あります。即ち、五十年前に於ける佛蘭西の出産數は年約六十萬人、つまり、人口千人に付き三十五人の割合でありました。然るに、現在では其の半數以下に減少し、人口千人に付き十四人といふ出生率になつて居ります。斯くて、一九三五年以降、出生率は死亡率よりも却つて低く、年々、佛蘭西の人口は約三五、〇〇〇人の減少を示して居る有様であります。近年まで歐洲第一の人口を有して居た佛蘭西は、現在では歐羅巴に於ける其の領土の全部を入れましても、尙第五位でありまして、人口密度の點より之を見ますと更に低位に在るのであります。

言ふまでもなく、我々は之に關し、數百萬男子の生命と健康とを奪去つた一九一四年乃至一九一八年の大戦の結果を大に感じて居ります。然しながら、此の人口減少の狀況からして、我々は必然的に次の問題に思ひを致さなければならぬのであります。佛蘭西に於ける出生率の低下から生ずる無數の結果のうち、先づ第一に考慮すべきは外患の重壓であります。人口の増加に依つて野望に拍車をかけられた國民が、我が母國及び植民地の國境に加へ來る威嚇に對し、勞働人口や戰鬪人口が減少の傾向に在る國家は如何にして對應して行けませうか？兵力と經濟力とは衰へて行く虞があります。そして、國家は徐々に滅亡に近づいて行きます。而して、反對に税の負擔は益々重くなつて行きます。社會的義務や救濟義務の重荷は益々國民の肩に重く感ぜられて來ます。産業は徐々に資金の缺乏を來し、放棄するの止むなきに至るでありませうし、田畠は荒地と化して仕舞ふでありませう。海外への發展力は失はれ、國外に於ける我が國の知的、技術的威信は地を拂ふに至るでありませう。

出生率の低下に依り、我が國は斯かる悲惨な目に會はなければならぬのであります。斯くも重大なる結果を將來する人口の減少が佛蘭西人の本

心に發するものと瞬時たりとも考へますることは、佛蘭西精神を知らざる者と云へるでありませう。然しながら、我々は我國文明の基礎であり、我が同胞總ての遵奉する主義の擁護の爲め、速かに之を是正しなければならぬのであります。

然し、唯單に、口頭を以て人口増加の必要を説いた所で、一旦生じた人口の減少傾向を喰止め得ないことは、言ふ迄もありません。危機に當面して居る現在、佛蘭西の負ふ世紀の使命達成の爲め、生活の抑制を爲さざる如き者は佛蘭西人とは申されないのであります。然しながら、現代生活に於ける經濟的リズムが子供の多い家庭に對し、大なる犠牲を強要して居ることは、之を認めざるを得ませぬ。尙、其上に、今や、自發的たる自發的たらざるとを問はず、恐るべき宣傳は家族生活の破壊を企て、居るのであります。

従つて、公權力に於て、多數の子供を有する家族は之を物質的に支援すると同時に、精神的にも之を保護致しませぬならば、公權力は其の使命の遂行に缺くる所ありと言はざるを得ないのであります。而も、公權力の協力保護は、自由の旗の下に於てのみ榮える家庭の精神的獨立を毫も傷つけざるものと堅く信じて疑はぬものであります。

今回、家族に對する物質的援護の條件を定めるに當り、準據した根本的指導觀念は、高等人口委員會の答申及び各種の立法的、行政的經驗の結果であります。即ち、その指導觀念と申しますのは、(一)家族援護は階級の如何を問はず、之を總ての佛蘭西人に施すこと。(二)救護の實施に當つては、人口の増加に資し得る家族、即ち、三人以上の子供を有する家庭に特に厚くすること、の二つであります。

家族手当制度は、既に數年前より、尠くとも商工業關係の給料生活者に

對しては實施を見、好結果を收めて居るのであります。従つて、新組織の制定は必要なかつた位であります。

然しながら、従前は商工業關係の給料生活者竝に農業者及び農業關係の給料生活者を除いては、法の適用を受けて居らなかつたのであります。且、手当額の決定に付ても、商工業と農業とは根本的に相違し、更に、官公吏に對する家族手当の算定は、又此等と相違して居つたのであります。而かも、此等を除く他の職業に在つては、全く家族手当の支給を受けて居らなかつたのであります。それのみでなく、家族手当は子供一人に付き幾らと定つて居り、従つて、子供一人の家族も子供の多い家族に於ける長子に對する手当と同額を支給されて居つたのであります。今回、斯かる不合理を是正し、唯一人の子供を有する家族よりも多數の子供を有する家族を大に優遇しようと思へたのであります。

之に依り、今後、商工業關係の給料生活者、農業者、農業關係の給料生活者、獨立營業者、自由職業者は何れも家族手当を支給されますし、官公吏も商工業關係の給料生活者に比すると、居住地に依り或は有利であり或は不利ではあります。兎も角、他の家長同様に新法規の恩恵に浴し得ることとなりました。

家族手当の管理機關には變更を加へぬことと致しましたので、現在、商工業若くは農業關係の家族手当支給に當つて居ります各基金は、從來、委任されたと同一の役割を今後も果して行く譯であります。唯一ヶ所、多少の改正を見て居りますが、其れも單に、各種農業基金の活動に協力するを其の目的とする既設の縣農業賠償基金に、法的生命を賦與せんが爲めの改正であります。

其の他の職業に在つては、雇傭主の如く現存の基金に分擔金を納付する

か、或は又、獨立營業者の如く特別の基金を設置するか若くは既設の基金中に、別に係りを一つ新に設けるかするのであります。官公吏に在つては、本法に定むる家族手當は、國家若くは其の屬する他の公共團體 (collective) より、直接、之を受ける譯であります。

財政的組織、即ち、手當の額並に之に要する經費の分擔は、家庭生活に於ける經濟的負擔の平等といふ見地及び職業的、國民的連帶の觀念に基いて之を定めました。

家族手當の額は土地の生活狀態に應じて區別することゝ致しました。即ち、我々は家庭の物質的地位は住宅費及び食料費の高低に因つて左右されるものと考へ、此の見地より人口二千人以上の土地と其れ以下の土地、換言すれば都市と農村とに分ち、且、夫々に於ける家族手當は縣平均月給の何パーセントと定めることゝ致しました。

家族手當の支給率は累進して行きます。即ち、子供の數に應じて増加する譯であります。茲で注意しなければならぬのは、長子に對する家族手當が廢止されたことであります。長子の出産に對する援護は、今後、資本金の形式を以て、普通生活猶豫條件を満足せしめる新夫婦に對し、二回に分ち之を給與し、其の金額は家族手當と同一の基礎 (都市と農村との區別) に立つて、之を決定致します。此の長子出生賞與金は、長子の出生に依り財政的に非常な重壓を蒙る新夫婦に取つて、直接且つ有效な救護となり、彼等も時宜に適したることゝ歓迎することゝ思ひます。

人口二千人以上の土地、即ち、都市的若くは工業的性質を有し、婦人が家庭外に在つて勞働することの多い土地に於ては、一九三七年十一月十二日の命令を以て設置した家庭育児手當を強化した上で、繼續することゝ致しました。此の家庭育児手當は長子より支給することゝし、之に依り今後

母が家庭外に於て勞働し得ない爲めに蒙る損失を多少なりとも償ひ、以て家庭に留る母をして悔を残さしめまいとしたのであります。

子供は國家の最大の財産であります。従つて、各個人が其の養育費を分擔することは、至極當然のことであります。其處で、家族手當に充當すべき經費は、其の財源を分擔金の徴收に求めることゝし、分擔金の額は其の支拂ふ家族手當の額に應じて、各賠償基金に於て之を定めることゝ致しました。斯くて、子供の無い者も間接的に子供の多い家族の支出に参加する譯であります。

然しながら、斯かる場合、利害關係者の經濟的地位を考慮しない譯には參りませぬ。其れ故、給料生活者は従前通り家族手當を支給されるにも拘らず、分擔金は納めないであります。又、經濟的に甚だ困難なる農業者及び獨立營業者も亦、之と同じく、家族手當は支給されましても分擔金は納付致さなくても宜しいことになつて居ります。其の他、生活の裕かならざる農業者若くは獨立營業者に對しましては、國家に於て援助を與へる筈であります。即ち、農業者及び或る種の獨立營業者に對しましては、其の分擔金の三分ノ二を國家に於て負擔致すこととなつて居ります。

公共施設が其の職員の家族手當全額を負擔致しますことは申すまでも無い所であります。既に公布せられましたる法律の立前に依り、子供を有する地方公共團體 (collective locale) 職員を國民賠償の對象と致しますることは、從來より我々の考慮して居つた所でありまして、よく御了知のことゝ思ひます。

農業者に對して政府の示しましたる配慮は、農業特有の過重負擔の輕減のみを目的としたものではなく、佛蘭西に於ける傳統的平衡を、是非共維持しようとの深慮に出でたのであります。我が國は、もと、工業國と言は

人よりは寧ろ農業國であつたのであります。今日に於きましては、農業労働者と工業労働者とは略、其の数が同じであります。然るに、久しい以前より、農村に於ては、激勞なる上報いらるゝ所甚だ薄き農村を離れ、都市生活を享樂せんとの機運が兆して居るのであります。斯かる職業の善惡に關する謬見は、不幸にして言葉を以て打破せんとしても、効果が無いのであります。茲に於て、左の二手段を講ずることゝ致したのであります。大に好結果を齎すものと期待して宜しからうと思ひます。

其の一は、新婚農業者に對する貸附金でありまして、之は、場合に依り始業資金をも有さざる若夫婦に貸與し、以て彼等を農耕に留まらしめるを目的として居るのであります。貸附金額は二千法以下とし、之を以て此等若夫婦は小農に必要な物品、家畜、農具を入手し得るであります。本貸附金の元利は十年々賦を以て償還することになつて居りますが、子供の出生毎に減額され、第五子の出生と共に其の金額が棒引されるのであります。斯くの如く、本貸附金は出産奨励と農業奨励とを兼ねたものであります。

其の二は給料延期契約制度でありまして、政府に於きましては第二のものに多大の期待をかけて居るのであります。

各子供の相續分の平等といふことは、民法に定める佛蘭西革命の根本原則の一であります。斯かる正當にして、且國民性と完全に合致致しまする觀念を、修正しようなどと言ふ意志は全く有して居りませぬ。然しながら、之は或る農民家族の場合、例へば父の手許に在つて農耕に従事し、家産の増殖に當つた子供の場合、彼が其の父の死に際し、自己の勞働の結晶たる耕地を、職を求めて近隣都市に赴いた兄弟姉妹と等分に分割相續するといふことは不當と言はざるを得ませぬ。

斯かる土地分配法を採用致しまするときは、耕地の減少を來す處があります。此の不便を回避せんが爲め、子供の數を制限し、一人以外に子供を産まないと言ふが如き農民家族を生ずる虞はないのでありませうや。若し、在りとすれば、之は佛蘭西國家に取つて洵に由々しき重大事と言はなければなりません。其處で今回、之を防止する爲め、農村に留り父の業たる農業に従事する子供は、共同財産中に含まれたる、遺産相續以前に當然彼に屬すべき一定の請負金額(Somme forfaitaire)を獲得したるものと看做すといふ、正當にして且國家の爲め有益な規定を設けることゝ致したのであります。

出産奨励に關する援護の恩惠には如何なる家族も、例外なく浴し得なければなりません。今回我々が、戸主が活動的人口に屬せざるのみならず、何等の資産をも有して居らない家族の爲め、既に一九一三年七月十四日の法律に規定せる救護方法に代ると共に、一九三五年十月三十日の命令に依る組織を繼承した救護を實施して行くことゝ致しましたのも右の立前に依るのであります。斯かる手當は、如何なる場合と雖も、家族手當の率以上であつてならないのであります。

斯く、佛蘭西人家族の利益の爲め、救護策を講じますことに依り、直ちに三人以上の子供を有する家族が、其の數を増加するものと期待致しますることも、強ち無理とは申されませぬ。

然しながら、如何に家族手當が支給されるとは言へ、其の必然的結果として直ちに國民が子供を欲するに至るとは申せないことを知らねばなりません。子供を産まんとの心構ひは、其の大部分が良き道德的環境の下に生れ且生長するのであります。

公權力の家族への配慮は、確かに我が同胞をして子供を産ましめる刺戟

となるでありませう。然し、尙或る種の人達の如く、恥づべき手段に依り子供を産むことを回避することや、婦人をして悲しむべき不具、惡癖又は家庭生活より游離せしめるが如き不道德的慣習に陥らしむる偏見は、之が芟除に努める必要があるのであります。

其處で今回、母性保護對策を講ずること、致しました。先づ佛蘭西國內に猖獗を極める墮胎を撲滅すること、し、職業的墮胎者に對する刑罰を重く致しました。又、如何はしき産院の絶滅を期して居りますが、産院の開業經營に要する資格及衛生上の條件は條文に付て御覽ありたいと思ひます。又、縣營母子寮又は契約に依り縣と連絡を有し、且縣會の監督を受け公共施設の形式を有する私設機關たる母子寮を設置致します。母は其の妊娠中、之に入ることを得、又祕密の嚴守を要求することが出來ます。乳幼兒死亡率の低下を圖る爲めには、縣乳幼兒保護機關に關する一九三五年十月三十日の委任命令を強化する豫定であります。

養子縁組及び私生子の後見に關する民法の規定を修正し、以て兒童の保護を圖ること、致しましたが、此の改正に依り、養子、養親は共に合法的家族(Famille Legitime)と同一の權利、義務を賦與される譯であります。又、私生子後見の任を無頓著なる民事裁判所より適任者を以て組織する後見委員會に移管すること、致しましたが、之は必然的熱心さを以て後見に當らしめることを其の目的とするのであります。

以上の外、民族の將來に取つて同様に危険なる惡癖及び社會惡を抑壓する爲め、其の刑罰を重くすること、致しましたが、御贊同を得たいと思ひます。家庭の尊嚴に對する侮辱である猥褻なる出版物の取締の爲めには、如何なる重刑を科しても良いと信じます。麻酔劑の嚴重なる取締も我々の提議する所であります。アルコール中毒は其の因を不正粗惡なアルコールの

製造、消費に發することが主でありますを以て、之が防止の爲め、左の數種類の對策を講ずること、致しました。其の一は一九一五年十一月九日の酒類小賣店開業に關する法律規定の強化。其の二はアブサン及之に類する酒類の製造、販賣規定違反者に對する刑罰の強化。其の三は地酒製造を有効に取締る爲めの釀造規定の制定でありまして、地酒釀造者は請負制度と取締を受ける申告制度(declaration controls)との何れを選択しても宜しいことになつて居ります。

健全なる民族を作らんとする努力は、先づ之を學校に於て開始すべきであります。人口問題に關する教育—教育内容に關しては何れテキスト編纂の上、閣下の御一覽に供する光榮を有する筈であります—は少年少女をして人生に於て彼等の負ふ使命を反省せしめることでありませうし、中等學校に於ける醫療監督は傳染病や畸形を發見し、必ずや兒童の健康改善に寄與する所があるでありませう。

本計畫は、斯くも老大なるもの故、其の實施には十四億五千萬法に上る多額の經費を必要とするのであります。従つて、所要經費は課税に依つてのみ之を支辨し得るのであります。今回、政府の提案する税制は此の必要に基くものでありまするが、然し、本令全體の企圖する所を良く反影して居るのであります。

本税制は多數の子供を有する家族が佛蘭西の人口増加上に果した努力を考慮し、課税すること、なつて居ります。

斯かるが故に、登記に關しましても、三人以上の子供の共同相續財産に對しては、三人以上の子供を有する受遺者及び受贈者に對すると同様、現行のものよりも更に割引率を増加することが、是非とも必要と考へたのであります。従つて、尠くとも五人以上の子供を有する者は、十五萬法以下

の相續分に對しては、納税の必要がないのであります。

之に反して、尠くとも三十歳に達して居りながら、相續開始の時に於て未だ子供を有しない相續人に對しましては、特別附加税の形式に依る補助税を賦課することが公平なりと考へたのであります。

我々の提議する直接税に關する改正も亦、社會的負擔の均衡といふ考から出發したのであります。從來に於ては、三十歳以上にして、尙獨身なる者及び子供を有せざる夫婦に對しては、一般所得税を増徴して居つたのであります。が、今回、之に代ふるに家族賠償税を以てすることとし、其の適用範圍も極めて擴張され、其の能率は一層實質的となつたのであります。

次に間接税でありますが、之はアルコール中毒の防止をも兼ねたものであります。閣下の御承認を得んとする本令の規定に於ては、純酒精百リットルに付ての税を引上げ、又、酒類製造に付ても從來よりも酒精分を減じ、以て害惡の軽減を期して居る次第であります。

今回、閣下の御承認を得んが爲め提出致しまする命令の完全無缺ならざることには申すまでもありません。尙、之には重要規定が缺けて居るのであります。即ち、外國人規定が缺けて居るのであります。又住宅に關しても何等觸れて居りませぬ。元來、此の住宅問題は、家族生活及び個人の肉體的、精神的健康に絶對缺くことの出来ない要素でありまして、之に關しては、既に數週間前、全國經濟會議(Conseil national économique)より興味ある結論を提出して居るのであります。此の缺陷は、高等人口問題委員會(Haut comité de la population)の協力を得ました上、近き將來に於て補填する考へであります。

然しながら、今や佛蘭西に於ては家族政策が講ぜられ始めたと申せるの

であります。出産率の増加が、單なる法規の制定のみを以てしては、到底望み得ないことは申すまでもありません。然し、今回提案の法規が堅固なる支柱となり、茲に家族は爛漫たる花を開くことが出来るのであります。多數の子供を有する家族を創造するものは個人であります。我國の如く自由に陶酔する國に在つては、強制に依らずとも數多の善意が國土上に於て相協力し、熱誠を以て國家に福祉を齎す事業の遂行に當るであらうことは、我等の毫も疑はざる所であります。

大統領閣下、願はくは我等の深甚なる敬意を嘉納せられんことを。

内閣總理大臣兼陸軍大臣　ダ　ラ　ヂ　エ
各大臣副署

二 家族法典解説

目次

- 第一 家族補助
 - 一 長子出産賞與金
 - 二 家族手當
 - 三 家庭育兒手當
 - 四 農民家族手當
 - 五 雇傭主及獨立營業者の家族手當
 - 六 官公吏の家族手當
 - 七 農民結婚賞與金及農民家族労働者に對する特殊保護
 - 八 家族扶助
- 第二 家族の保護
 - 一 母性の保護
 - (イ) 墮胎の取締

- (ロ) 産院
- (ハ) 母子寮
- (ニ) 幼児死亡減少策
- 二 児童保護
 - (イ) 養子縁組
 - (ロ) 嫡出子化
 - (ハ) 私生子の後見
- 第三 民族衛生
 - 一 風俗を害する行爲
 - 二 麻酔劑の販賣
 - 三 アルコール中毒の防止
- 第四 家族と教育
 - 一 人口問題に關する教育
 - 二 學校に於ける醫療監督
- 第五 税制
 - 一 總説
 - 二 相續税
 - 三 家族賠償税(獨身税及無子税)
 - 四 間接税(アルコール税)
- 第六 雜則

第一 家族補助

一、長子出産賞與金(Prime à la première naissance)

家族補助の主眼となつて居るのは、子供のある者と無い者との負擔の均衡を圖ることである。従つて、茲で問題となるのは全然物質的方面の對策で、先づ第一が長子出生賞與金(Prime)である。

長子出産の場合にも、從來は五歳迄家族手當を支給して來たのであるが、今度、之が改正され、長子の出産には家族手當は支給しないことになつたのである。といふのは、今回の優遇案の主たる對象となつて居るのは、子供が三人以上の家族である。子供が一人又は二人の家族は非常に多いのであるが之は人口の増加には何等寄與する所がないのである。佛蘭西が欲して居るのは三人以上の子供のある家族である。それ故、子供が二人迄の家族は經費の關係もあり、餘り優遇しないのである。然し、子供を産む習慣は之を結婚當初から養ふ必要がある。呑氣に面白く新婚時代を過さうとして避妊などを初めて、之が習慣となつては困るのである。何故なら、一度斯うした習慣が出來ると、仲々之を打破することは難しいからである。そこで、賞與金を與へて、どしどし子供を産んで貰はうといふのである。

此の賞與金は縣に依り相異なるが、有資格者の住所が都市か農村かには關係がない。其の上、職業の如何に拘らず、結婚後二年以内(暫定的に、一九三九年七月三十日現在で滿二年に達する者でも、一九四〇年中に長子を生んだ場合には賞與金を與へる)に長子を擧げた總ての者に支給される。金額は人口二千人以上の都市平均月給の二倍といふことになつて居るが其の最高最低は夫々、三千法、二千法と押へてある。従つて、平均月給の二倍が二千法に達しない時でも二千法だけは支給されるし、又反對に之が三千法を超過する時でも三千法以上は駄目なのである。

云ふまでもなく、生れた子供は佛蘭西に國籍を有することが必要である。佛蘭西で生れた子供の両親が外國人の場合は、出生後六月以内に佛蘭西國籍拋棄權を行使しないときに限り、支給されることになつて居る。

賞與金は二回に分つて支給される。半分は出産と同時に支給され、残り

の半分は六箇月経つてから支給されるが、此の場合には現に子供が生きてをり然も親の手で育てられて居ることが必要である。

受給者は原則として、母親といふことになつて居るが、母親が無い時は父親又は後見人又は實際子供を育てゝゐる者が受給者になる。萬一、両親が此の金を悪用する虞れのあるときは、貧民救済局又は子供の爲めだけに此の金を使用することを委任された施設若は個人に交付される。

農業者で定著貸付金を借りた者は、子供が産れると借入金の割引を受けるので、長子出生賞與金は半額だけしか與へられない。

最後に、所要経費の負擔者であるが、之は官公吏に在つては其の屬する官公衝、一般の者に在つては家族手当賠償基金(Caisse de compensations)といふことになつて居る。その組織及負擔者は次に述べる。

二、家族手当(Allocation familiale)

次が家族手当である。之は二人以上の子供がありさへすれば、總ての佛蘭西人に支給される。給料を貰つて居ようと居なからうと、又、雇傭主であらうと被傭者であらうと、農業者、分益小作人、獨立營業者、自由職業者であらうと、そんなことは構はないのである。又、何んな職業の者であらうが問題では無いのである。

家族手当の額は第二子の場合には給料の一割、第三子以上に對しては二割づゝとなつて居る。つまり、三人の子供のある者は給料の三割を、四人の者は五割を、五人の者は七割を貰ふわけであつて、六人の子供のある家族は後述すべき家庭に留つて子供の世話をして居る母親に支給する家庭育児手当(Allocation de la mère au foyer)と合せて、事實上、給料が倍になるわ

けである。

家族手当は義務教育修了年齢たる十四歳迄支給されることになつて居るが、子供が上級學校へ進むか年期奉公をする時、或ひは病弱で給料を得て勞働に従事することが出来ない時は十七歳迄支給される。

茲に給料といふのは縣平均給料のことで、各自の實際貰つてゐる給料ではない。此の縣平均給料は甲地乙地の二種に分れ、金額に相異がある。甲地とは人口二千以上の所、乙地とは其れ以下の所である。但し、二千といふのは大體の標準であつて二千以下の所でも工業地的色彩を帯び、衣食住費の高い所は甲地として、一方又、人口二千以上の所でも著しく農村的色彩を帯びてゐる所は乙地と看做すのである。甲乙二地の縣平均給料は甲地に就ては商工業者家族手当委員會の、又乙地に就ては農村家族手当委員會の意見を徴し、且つ實際給料を考慮した上で作製した知事の申告書に基づき、勞働・農業・大藏各大臣が合議の上で決定することになつて居り、毎年改正される。

此の縣平均給料は職業の種類とか社會的地位には關係が無いので、薄給者程有利である。又官吏は居住地に依り、有利不利益の差が生ずるのである。

家族手当は月々支給するのが原則であるが、必要のある家族に對しては出産の年に限り一年分を纏めて渡すことが出来る。之は云はば長子出産の時以外に於ける出産賞與金である。

賃銀勞働者に對する家族手当は日給である。此の場合、左の三つの場合を考慮して居る。

一、規則的に全勞働時間を完全に働く場合。一九三二年の法律に規定する

やうに、此の種の賃銀労働者に對しては、一定期間の労働日數と同じ日數分の手當を支給する。即ち、六日働けば六日分の手當が支給されるのである。

次の者も全労働時間を完全に労働したものと認めるのである。

(イ) 労働時間の集中に依り、一週間の法定労働時間を五日で使つてしまつたと言ふやうな場合には次の一日休んでも六日分の家族手當を支給する。

(ロ) 何等かの事故(例へば地方の祭禮などの場合)があつて幾日か休んだ場合でも、之を取返へす爲めに労働時間を延長したときは休んだ日の手當も支給する。

二、定つて規定の労働時間を完全に働かない場合には、法定の一日の労働時間を以て其の賃銀労働者の一週間の労働時間を除して得る日數に相當する日數の手當を支給する。

三、賃銀労働者が事故や病氣等で缺勤した場合、之を償ふ爲め規定時間以上働くことも認めて居る、但し、此の場合、缺勤は絶対止むを得ざる事情に依るものでなければならぬ。即ち、今日休んでも明日取返せばいゝと言ふので、勝手にずるけ休みをするなどいふことは許されないのである。之には又、制限があつて、四週間のうちに六日分だけは働き出すことを認め、其れに相當する手當を支給するが、それ以上は如何に規定時間以上働いても同じなのである。例へば残業に依り八日分を働き出したとしても、手當は六日分しか支給されないのである。

次に、労働災害の場合の家族手當は何うなるか。之に關しては、一九三二年の法律に規定があるのであるが、一言にして言ふと、家族手當は事故

の有無に拘らず支給されるのである。即ち、一時働けない場合も、全然働けない場合も、或は又、不幸にも死亡した場合にも支給されるばかりでなく、能力に多少の減退を來した場合にも支給されるのである。併し、言ふ迄もないことであるが、負傷の結果、從來の労働が爲し得ず、轉業した場合には、今迄の手當は中止になるのである。家族手當は新なる職場で支給されるからである。

茲に問題になるのは労働災害年金を裁定する場合、其の裁定の基礎となる賃銀へ家族手當を含めるかと言ふことである。然しながら、家族手當は職業に關係なく、二人以上子供のある戸主には總て支給されるもの故、含まれないものと見るのが至當である。

次に家族手當を受取る者であるが、嫡出子及前婚の子の場合には父親か母親、父母共に無い時は直系尊屬又は哺育に當る兄弟姉妹、叔伯父母であり、養子の場合には養親、認知された私生子の場合には實際之を哺育してゐる者となつてゐる。又、父親又は直系の男尊屬が働けないか、失業、行方不明等の場合は母親又は直系の女尊屬に渡される。

他の法規の適用を受けて、手當を受けて居る扶養すべき子供のある父母又は直系尊屬に對しては、父親又は直系男尊屬の分だけが併給される。

家族手當の支給を受けて居ながら子供の榮養・衛生・住居上の注意を怠る者は最高一ヶ月の手當支給停止又は支給延期處分を受けることになつて居る。

家族手當分擔金の負擔者が威嚇・示威等に依り、本法の精神に反對し、分擔金を賠償基金に納めないときは、一年以上二年以下の懲役及千法以上一

萬法以下の罰金に處せられるし、又、滯納を煽動する者は一月以上六月以下の懲役及十法以上千法以下の罰金に處せられる。

家族手当の賠償金庫の構成及其負擔者に就ては一九三二年の家族手当法の規定する所であつて、本法に規定はない、負擔金は原則として雇主である。

三、家庭育児手当 (Allocation de la mere au foyer)

都市では婦人も外へ出て働くことが多いので、子供を育てる爲めに家庭に留まつて居る者は非常に損なわけである。其處で人口二千以上の所とか、給料生活者・官公吏に對しては家庭の母に對する手当といふべきものを支給し、此の不公平を除くことにして居る。

此の手當は家族が父若は母又は尊屬の職業上の収入で生活して居る場合に限つて支給され、子供が一人のときは五歳迄、二人以上のときは末子が十四歳に達する迄となつて居る。然し、茲に例外を設け、母親又は女尊屬が自分の給料だけで育て、居る子供が上級學校に進むか年期奉公をするとき、或ひは其の子が病弱で働けない時は十七歳迄支給される。

手当額は縣平均給料の一割で、賠償基金から母親に對して支給される。然し、子供の數に依つて金額を増やすことはしないのである。

四、農民家族手当

農民家族手当は農業賠償基金を通じて支給し、所要經費は農業者が三分ノ一を負擔し、國家が三分ノ二を負擔することになつて居り、總額十五億元に達するのである。

分擔金の額は事業の重要性に因つて相異し、經濟的に苦しい者は負擔を免除される。即ち、土地収入四十法以下の者、収入二千法以下で四人の子供を十四歳迄養育した者、収入二千法以下で兩配偶者の平均年齢が六十歳以上の者、六十歳以上の鰥夫、五十歳以上の寡婦は孰れも分擔金を納めなくても良いのである。之を補填する爲めに、國家は規定の負擔額以外に七千五百萬法を限度として支出する。

小作人は分擔金の半額を負擔すればよく、半額は契約の如何に拘らず土地所有者が負擔しなければならない。分擔金負擔者が農業賠償基金に加入して居ないときは、知事が加入すべき賠償基金を指定する。又、負擔者が期限後三月経つても分擔金を納めないときは、直ちに之を要求し、且つ二十四法以上五十法以下の科料に處し、之が再犯のときは五十法以上百五十法以下の科料に處することになつてゐる。

同一縣内の各農業賠償基金は相互に負擔金を賠償し合ふことになつて居るが、更に負擔金の全國的賠償機關としては全國農業賠償保證基金(Fonds national de surcompensation)といふものを設けることになつてゐる。此の全國農業賠償保證基金は各農業賠償基金が夫々分擔金を支出して、之を構成維持して行くのである。

分擔金を滯納するときは、滯納金の一割を手數料として増徴する。家族手当は尠くとも三月に一回、前回の支給日から三十日以内に支給する。

總ての農業賠償基金及び全國農業賠償保證基金は大藏大臣の監督を受ける。

家族手当は又、召使や其の他一般に營利を目的としない雇傭主に使用されて給料を得て居る總ての者に對しても支給される。營利を目的としない

雇傭主には自然人は勿論、法人も含まれ、此等の雇傭主は一九四〇年一月一日以降、賠償基金に加入して其の被傭者の受ける家族手當に對する分擔金を納付しなければならない。家族手當の支拂條件及び分擔金の徴收條件は別に命令を以て定める筈である。

五、雇傭主及獨立營業者の家族手當

無給の商工業者(雇傭主及び獨立營業者)及び自由職業者に對しても家族手當及び家庭の母手當が支給される。其の代り、雇傭主は自分と使用人の分として分擔金を同一の賠償基金へ納めなければならないし、又使用人のない獨立營業者も勞働大臣の認可する賠償基金へ分擔金を収めなければならない。然し収入の少い者とか子供の多い者とか老人は分擔金を免除され、之を補填する爲め國家は二十萬法を限度として負擔する。

尙ほ使用人のない獨立營業者に對しては、其の分擔金の三分ノ二を國家が負擔してやることになつて居るが、此の恩恵に浴する職業とか國家補助の率は何れ後に定めることになつて居る。

六、官公吏の家族手當 (Allotations des fonctionnaires et agents de l'Etat, et du personnel des collectivités locales et des services publics concédés par l'Etat, les départements et les communes)

官吏も亦家族手當と家庭の母手當の支給を受け、其の負擔者は所屬官廳である。

縣・市町村・市町村の公法人並びに國家の認可を受けた公共施設の職員も

亦家族手當の支給を受けるが、此等の職員に對する手當支給機關として全國賠償基金(Fonds nationale de compensation)といふものを設置して供託金庫に經營せしめる。そして、經費は縣・市町村・市町村の公法人・國家の認可した公共施設に夫々總給料額を基として分擔せしめるが、病院に對しては別の基礎に依つて之を課することになつて居る。

農業賠償基金以外には工場監督官に類似した取締人を任命して、負擔義務者の分擔金納付を取締らせる。この取締人(contrôleur assemblée)は宣誓せしめた上で任命し、任期は五年である。

家族手當關係の施行規則は一九四〇年一月一日迄に公布される豫定である。

七、農民結婚貸與金及農民家族勞働者に對する特殊保護 (Prêt à l'établissement des jeunes ménages et contrat de salaire différé)

國家の人口増加策の最も良い協力者で、丈夫な子供を澤山に供給して呉れるものは何と言つても農村である。然るに、近年農村者は増加する一方で、甚しい所では全く若い者の姿が見られない有様である。國家としては、之を到底看過するわけには行かない。其處で、農業者を大に優遇し、離村者を防止しようとして採り上げたのが次の新婚農業者に對する農民結婚貸與金と、農業者の許で農業に従事する直系卑屬に對する給料支拂延期契約である。

農民結婚貸與金といふのは、農村に定著して農業に従事する者に對する結婚を條件とする生業資金の貸付であつて、農具の購入・貸貸家畜の取得・住居の修繕等に充當することになつてゐる。之を借りることの出来る

のは男は二十一歳以上三十歳未満の者(兵役に服した者は其の期間だけ延長される)、女は十八歳以上二十八歳未満の者で、初婚者であらうと再婚者であらうと構はない。然し、男女とも以前此の農民結婚貸與金を借りたことがあつてはならないし、又尠くとも五年間農業に従事した経験を有しなければならぬ。又、借入れに際しては十年間土地を離れないことを契約し、且つ醫師の健康證明書を提出しなければならない。借入申込みは結婚の二月前にする。貸付金額は五千法乃至二萬法で、利子は四分五厘、夫婦を連帯として貸與し、結婚の翌年から十年の半年賦償還である。

配偶者の一方が處刑されるか、離婚又は別居した場合、或ひは一方が他の職業に就いたときは直ちに未済額を返済させる。又、償還期日が遅れると五分の延滞利子が附く。それでも尙ほ返済しないときは貸與者たる、地方農業組合基金に設置した、民事裁判所長を委員長とする特別委員會の意見に基いて、直接税として之を徴収する。

此の貸與金の恩典は子供の産れる度に借入金が減額されることである。即ち、長子が産れると、半年賦金に對し貸與金總額の五厘が割引され、第二子が産れると一分五厘、第三子、第四子が産れると夫々三分五分と割引率は次第に遞増して行き、五人生れると貸與金は帳消しになるのである。今假りに一萬法借入れたとすると、半年賦金は利子を入れて七百二十五法である。それが長子が産れると五十法割引されて六百七十五法づゝ返済すれば良いし、第二子が産れると百五十法割引されて五百七十五法宛、第三子が産れると四百二十五法宛、第四子が産れると二百二十五法宛返済すれば良いわけである。

農民結婚貸與金の貸出資金は全國農業組合基金が四分の利子で國家から借入れたものを、更に地方農業組合基金に四分二厘五毛の利子で貸出して

之に充當する。出産に依る割引額は國家が負擔することになつてゐる。

次に給料支拂延期契約は十八歳以後直接且つ有効に農業に参加した直系卑屬に對する恩典である。即ち、無給で直系尊屬と一緒に農業に従事する直系卑屬は給料延期の労働契約を結んだものと看做して、遺産相続のときに其の相續分に十年間の給料に相當する金額を割増してやるのである。

給料額は住込みの農業労働者又は農家の召使の給料の半額とし、此の分には所得税は勿論遺産相続税も免除せられる。

農業者を助けて農業に従事した直系卑屬の妻も同様の取扱ひを受け、其の給料は住込みの農業労働者の給料の八分の三とする。

直系尊屬を助けて農業に従事した直系卑屬が先に死亡し、之に子供があるときは、配偶者が此の延期給料を受ける権利を受け継ぎ、子供が十八歳になると其の子が之を受け継ぐ。

病氣又は兵役上の理由を除き、直系尊屬の死亡當時農業に従事して居ない者は此の恩典に浴さないし、又、其の子も學校以外の理由で農業に従事して居ないときは之に浴さない。

八、家族扶助 (Assistance à la famille)

収入が少くて、到底子供を養育することが出来ない一人以上の子供のある戸主たる生活困難者に對しては、家族扶助料が支給される。家族扶助料は家族手當・被救護児童救護費・扶養すべき家族がある爲めに加給される失業手當の増額等とは併給されない。然し、これが三人以上の子供のある寡婦・離婚したか又は遺棄された女である場合は、家族扶助料は家族手當と併給される。

家族扶助料は子供が一人のときは、月二十五法以上五十法以下であつ

て、之に要する經費は國家及び縣市町村で負擔する。

第二 家族の保護

一、母性の保護 (Protection de la maternité)

茲で問題になるのは先づ母性保護である。そして、今回母性保護対策として取上げられたのは墮胎の防止、産院の取締り、並びに母子寮の開設等である。

(イ) 墮胎の取締

此のうち、特に重要なのは墮胎の防止である。佛蘭西では從來殆ど公然と墮胎が行はれて居たので、之を止めさせることは仲々困難である。

之が根本策としては、國民の道徳性を養ひ、國家意識を喚起して、自發的に之を止めさすべきであるが、之は一朝にして達成し得るものではない。其處で、先づ從來よりも刑罰を重くすることにした。

即ち、常習的に墮胎手術を施す者に對しては五年以上十年以下の懲役及び五千元以上二萬法以下の罰金を科し、隨時的に之を施す者には一年以上五年以下の懲役及び五百法以上一萬法以下の罰金を科してゐる。又、墮胎手術を受けた者は六月以上二年以下の懲役及び百法以上二千法以下の罰金に處せられ、然かも施術者と同様情狀酌量とか減刑は認められない。

墮胎手術を施した醫師、産婆、藥劑士、藥種屋、看護人、マッサージ師は刑法上の刑の外に、尠くも五年の營業停止處分を受け、悪性の者は免狀を剝奪される。營業の停禁止處分を受け乍ら之に従はない者は六月以上二年以下の懲役及び千法以上一萬法以下の罰金を併科されるか、又は其の孰

れか一方を以て處斷される。

其の上、一度墮胎罪で處罰された者は以後産科病院、産院又は妊婦を扱ふ病院に勤務することが出来ないし、之に違反する者は營業の停禁止處分違反者と同罪である。

人工流産を施さないと母體が助からないといふやうな場合でも診察した醫師は他の二名の醫師の意見を聞いた上でなければ手術を施すことは出来ない。然も共同診察をする醫師のうち、一名は民事裁判所の専門醫名簿に登録された者でなければならぬ。

業務上の秘密の尊重といふことは極めて悪用されることが多いので、墮胎に關する限り之は廢止され、告發して良いことになつてゐる。

墮胎や避妊を誘致、助長しないやう、墮胎薬とか子宮消息子等の販賣、陳列、分配を禁止し、此等の藥物、器具は市町村長又は警察の證明を持たない者には賣つてはならない。之に違反する者は三月以上二年以下の懲役及び五百法以上五千元以下の罰金に處せられ、同時に藥物、器具の沒收及び營業の停禁止處分を受ける。

(ロ) 産院 (Etablissement d'accouchement)

産科病院、産院、私立産科病院(有料無料兩者を含む)の開設經營には知事(ライン縣では警視廳)の許可を得なければならぬ。無斷で開院したり許可條件に違反したりすると、千法以上五千元以下の罰金に處せられると同時に病院は閉鎖を命ぜられる。三年以内に再び之を犯した時は六日以上二年以上の懲役及び二千法以上の罰金に處せられ、同時に病院は閉鎖を命ぜられる。

知事は不良と認める産院の閉鎖を命じることが出来るし、縣の衛生監督官及び警官は隨時之を臨檢、調査し、公務の執行を妨害する者は六日以上

六月以下の懲役及び五百法以上三千法以下の罰金に處せられる。

(ハ) 母子寮

斯く産院の取締りが嚴重なのに反して、母子寮(Maison maternelle)は總てが簡便で、極めて利用し易くなつて居る。

知事は縣會の意見に従つて公法人である母子寮を指定、開設する。若し、縣内にさういふ公法人が無いときは、他縣又は私設のものと契約して置くことになつて居る。

母子寮には妊娠七箇月以上の者及び乳兒のある母親は市町村長の證明さへあれば何時でも入れるし、又妊娠者が貧しい時は七箇月に達しない者でも緊急證明書に因つて收容される。

此處に勤務する職員は總て、業務上の秘密を守る義務があるので、どんな事情にある母親も安心して入れるわけである。

(ニ) 幼兒死亡減少策 (Lutte contre la mortalité infantile)

縣は特殊施設を設けたり、公共衛生施設や救濟施設を圖つて幼兒の死亡を防止しなければならない。若し、縣が此の義務を怠つて對策を講じない時は總理大臣の命令を以て對策機關を設けることになつて居る。

二、兒童保護

子供に關する保護對策としては、養子縁組制度の改正と私生子の後見策とを取上げて居る。

(イ) 養子縁組 (Adoption)

養子縁組は其れが養子たるべき子供に取つて利益であり、且養子すべき正當な理由のあるときに限つて許される。

養子縁組をする者は四十歳以上にして、養子よりも十五歳以上の年長者

でなければならぬ。但し、配偶者の子供を養子にするときは年齢の差は十歳で宜しい。

養子縁組には國籍は關係がなく、外國人を養子とすることも出来るし、反對に外國人の養子となることも出来る。

配偶者ある者が養子縁組をするときは其の同意を得なければならぬ。但し、配偶者が意志表示を爲し得ないか又は別居して居るときは其の必要はない。

養子が未成年者の場合には、其の兩親の同意を要する。兩親の一方が死亡した時は一方だけの同意でよく、父母が別居、離婚等の場合には別居、離婚の訴訟に勝訴し且子供を養育して居る親の同意を得ればよいことになつて居る。

兩親の一方が同意しないときは、養子縁組證書(acte d'adoption)を之に傳達し、傳達後三箇月経ても異議の申立のないとき、初めて裁判所は認可を與へることが出来る。若し、此の猶豫期間中に異議を申立てたときは、裁判所は認可する前に其の意向、理由を聴取しなければならない。

未成年の孤兒を養子とする場合には、親族會が兩親に代つて同意を與へる。父母がないか又は父母が意志表示をすることの出来ない。未成年の未認知私生子の場合も、親族會が同意を與へる。又、孤兒院や或る特定の人に引取られて居る子供の場合には、親權が失はれて居るので、裁判所は其等養育に當るものゝ意見を徵することになつて居る。

養子縁組の同意書は養子の兩親の居住地の治安判事又は公證人の許に於て作成し、外國人の場合に在つては、佛蘭西外交官の手許に於て之を作製する。

同一人を幾人かの人が養子にすることは許されない。但し、夫婦は一人

と之を看做すのである。

十六歳未満で養子となつた時は單に養親の名だけを名告ればよいが、さうでない場合には自分の名を養親の名の後に附加する、但し、養親と養子名が同一のときは養子の名は元の儘でよい。

養子は生家に留り、且つ自己の権利は總之を保有する。養子に對して親權を行使し得るのは養親だけであるが、養親が養子の父又は母の配偶者となるときは雙方の親が親權を有するのである。併し、後者の場合には實父母が其の行使權を保持する。

養子の結婚には養親の同意を要し、養親之に反對する時は親族會の決定に依るのである。

配偶者ある者で養子をするときは、養子の財産は嫡出子に對すると同様、養父で之を管理する。

養親の一方が死亡した時は、生殘つた方が嫡出子に對すると同じく後見人となる。而して、此の場合には民法第四百九條の定める所に依り親族會を組織する。

未成年の養子が二十一歳に達した時は、養親の申請に依り、裁判所は養子が最早生家の者たらざることを判決することが出来る。

養子縁組に依り養子の嫡出子も亦、血族と看做される。

養親は必要あるときは養子を扶養し、又、養子は養親を扶養する。又、養子と實父母との間には相互扶養の義務がある。但し、實父母が養子を扶養するのは、養親が之を扶養し得ぬときに限るのである。

民法第三百五十四條は左に該當する者の婚姻を禁止して居るが、特別の事由あるときは第三號及第四號の規定は命令を以て之を撤回することが出来る。

1 養親と養子又は其の直系卑屬との婚姻

2 養子と養親の配偶者との婚姻又は養親と養子の配偶者との婚姻

3 同一養親の養子間の婚姻

4 養子と養子縁組後に生れた養親の子との婚姻

養子が死亡したとき其の直系卑屬がない場合は、養親の與へた財産又は養子の相續した財産は養親又は其の卑屬(養子をも含む)に返還され、殘餘の財産は養子の親族のものとなる。此の親族中には、養親の相續人及び其の子は含まれない。養子に借財のあつたときは、第三者に損害をかけないやう、遺産中から之を支拂はなければならない。

養子の死後、其の子又は卑屬が矢張り子供が無くて死亡したときは、其の遺産は養親が相續する。但し、之は養親のみに屬する權利で、養親の相續人では假令直系卑屬の場合でも駄目である。

養子縁組の認可は養親の居住地の裁判所がすることになつて居る。

養子縁組の取消は養親又は養子の提出する訴訟に依つて爲されるが、裁判所は重大なる理由ありと認めないときは之を許可しない。但し、養子が十三歳未満のときは、如何なる場合でも許可されない。

(口) 嫡出子化 (Legitimation adoptive)

嫡出子化は兩親の知れない五歳以下の子供に限つて許され、一旦嫡出子化された養子は嫡出子と全然同一の權利を保有する。

遺棄された子供や孤兒院等に收容された子供も亦、兩親のない子供と看做される。

嫡出子化の申請を爲し得るのは、四十歳以上の同居して居る夫婦で、而も嫡出子も、直系卑屬も有しない者に限り、申請は夫婦連帯で爲すことになつて居る。

嫡出子化は正當な理由があり、且子供のため有利と認められるときに限つて許可され、従つて、許可前に實際子供を養育して居る施設又は人を召喚して其の意見を聴取する。

嫡出子化を許可された時は、子供の出生證書の欄外に其の旨を記入し、其の子は嫡出子と同一の権利を保有するに至る。

戸籍係は子供の出生證書や其の欄外の記入事項に基き、單に其の子の姓名、年齢、性別出生の日時、場所のみを記入した戸籍抄本を發行し、其の他の事項を記入してはならない。其の子の父母の姓名、職業、住所等を詳細に記入した戸籍謄本を發行する場合にも、官公署又は其の相続人の請求するときを除き、以前の身分を記すことは出来ない。

斯うすることに依り、養子が捨子であつたとか、私生子であるとかいふやうなことは一般の人には分らなくなり、大に救はれるわけである。

又、養子及び其の直系卑屬は、養親の兩親の遺産を相続する権利はないが、養親の相続財産に對しては嫡出子又は直系卑屬と同一の権利を有して居る。

(ハ) 私生子の後見 (Tutelle des enfants naturels)

私生子の後見は居住地の治安判事を委員長とする私生子後見委員會が行ふことになつた。此の委員會は委員長の外に裁判所の選任した兒童保護事業に經驗と熱意とを持つて居る六人の委員(男女何れでもよろしい)と六人の補缺から成つており、毎年改選される。

私生子後見委員會は委員又は委員でない適任者一名を選んで、未成年の認知されない子とか兩親の一方だけが認めた子とか又は孤兒の保護監督に當らせる。保護監督を委任された者は其の私生子の許へ行つて、實際の生活狀況を知り、必要のあるときは精神的物質的に適當な手段を講じてやると共に、養育者を援助、指導して、相共に私生子の幸福を圖るに努めるのである。

第三 民族衛生 (Protection de la race)

次は民族保護の對策で、其の第一は風俗を害する行爲の取締りである。

一、風俗を害する行爲

(Outrage aux bonnes moeurs)

販賣、分配、貼付、陳列、貸與、授與等の目的で、猥褻な印刷物、寫眞、繪畫、彫刻、圖案、フィルム、乾板、象徴、其他風俗を害する虞れのある一切の物を製造、輸出入、所持することを禁じ、又、風俗に害のある放歌、叫聲、談話等を禁じて、之を取締るため現行法よりも刑罰を重くし、一箇月以上二年以下の懲役及び百法以上五千法以下の罰金に處すことにした。斯かる行爲が未成年者に對して爲された場合は刑罰は二倍となる。又、再犯の場合には懲役は二倍となり、罰金も五萬法以下となつて居る。

印刷物中には挿畫の無いものも含まれ、之に對する處罰は文學方面の代表者をも加へた特別委員會に圖つた上で決定する。

二、麻醉劑の販賣

(Trafic des substances vénéneuses)

麻醉藥の販賣は堅く之を禁止し、之に違反する時は三月以上五年以下の懲役及び百法以上一萬法以下の罰金か又は其の孰れか一方を以て處斷される。

會員組織に依る麻醉藥の使用、販賣も亦同罪である。

三、アルコール中毒の防止

(Lutte contre l'alcoolisme)

アルコール中毒の防止策としては次の二つが取上げられてゐる。

第一はアルコール飲料販賣店の新設制限で、人口の稠密な所では人口三百人に付き一箇所、稠密でない所では人口五百人に付き一箇所とカフェー、キャバレー 其の他其の場でアルコール飲料を飲ませる販賣店の數を制限する。従つて、既設のものが一箇所ある所では新設は許されないのである。然し、旅館、料理屋等は除外される。それといふのは、此等のものは食事の時以外はアルコール飲料を販賣しないからである。

アルコール飲料販賣店を開く場合は、十五日前に市町村長(巴里では警視廳宛規定の様式に依る届出をしなければならず、之に違反する者に對しては閉店を命じると共に、二百法以上二千法以下の罰金を科す。再犯の場合は、二倍の罰金を科した上に六日以上一月以下の體刑をも科すことが出来る。

次はアルコール飲料の製造、販賣に關すること、アブサン及び之に類似した酒類の製造、販賣(卸小賣の兩方を含む)規定に違反するときは、製造者及び卸商人に對しては二千法以上二萬法以下の罰金、又、小賣商人に對しては二百法以上二千法以下の罰金を科す。

外國人のアルコール飲料販賣は之を禁止し、又、自家用アルコール飲料の醸造も嚴重に之を取締る。アルコール分が三十度以上の飲料に關する販賣規定は保健、大藏兩大臣の命令を以て是を定める。

第四 家族と教育(Famille et enseignement)

(nt)

一、人口問題に關する教育(Enseignement des pro-

bléms démographiques)

程度の如何を問はず、公私立學校は孰れも統計的に、將又、道德問題、家族問題との關係上から、尠くとも一年に六時間は人口問題に就て教育しなければならぬ。教授要綱は高等教育會議、高等人口委員會、高等技術教育會議の意見を基として文部大臣の發する命令中に示すことになつて居る。

二、學校に於ける醫療監督(Surveillance medicale dans établissemens d'enseignement)

文部大臣は、生徒の體位向上、衛生知識の涵養を圖る爲め、官公立の學校、女學校に醫療監督部を設けることが出来、市町村も亦許可を得た上で専門學校、中等學校、高等小學校、實修學校に之を設けることが出来る。小學校に就ては、地方團體に獎めて醫療監督を實施、完成させ、其の監督には文部、保健兩省が當るのである。醫療監督部設置に要する經費は父兄の負擔とし、負擔金の最高額は近く文部省令を以て定めることになつてゐる。

第五 稅 制(Dispositions fiscales)

一、總 說

以上述べた所の諸對策を實施する爲めには莫大の經費が必要である。佛蘭西政府は其の總額がどの位に上るかには明かにしてゐないが、新經費は十四億五千萬法の巨額に達するものと見てゐる(雇主及個人の負擔はこの外にあること勿論)。其の財源は増稅に求めることとして居るが、課稅に當つても子供の家庭の優遇を主眼とすることを忘れて居ない。

以下其の内容を略述することにしよう。

二、相續税

先づ、第一が登録税である。被相續人に三人以上の子供があると、共同相續人の相續分の何割かに對しては遺産相續税を免除する。即ち、被相續人に三人の子供がある場合には共同相續人の各相續分の二割に對しては相續税を免除するし、又、四人の子供がある場合には五割に對して之を免除する。そして、子供が五人あれば相續税は全く納めなくても良いことになつてゐる。

併し、相續分の多い者も少ない者も同様に扱ふことは當を得たことでないから、控除される額には自ら制限があり、第二子以下に對しては控除額は三萬法以下となつて居る。

戰爭中又は休戰後一年以内に父母が敵の手にかゝつて死ぬか又は戰務で死んだ爲めに、祖父から孫に直接、遺産が移る場合には一親等の直系卑屬に對すると同一の遺産相續税を課することになつて居るが、然し左に該當する場合は被相續人に三人以上の子供がある時と同一の控除を受ける。

(1) 親より先に死んだ者が軍人で、戰傷病死した事が軍當局の證明で明かなとき。

(2) 戰傷病死した者が軍人でないときは、居住地の治安判事の證明があるとき。

又、受遺者又は受贈者に三人以上の子供がある場合には、子供の數に應じて相續税が減額される。即ち、子供が三人の場合には、二割五分、四人の場合には五割、五人の場合には七割が減額される。そして、子供が六人であると相續税は課されない。併し、減税額は次子以下に對しては一人に付き五千法を超えてはならぬ。

之に反して、受遺者又は受贈者が相續開始の時に既に三十歳以上になつて居ながら、未だ獨身であるか、離婚したか寡夫寡婦であるか又は結婚はしてゐても子供のない時は相續税を一割五分増徴する。併し、相續開始の年に嫡出子が生れた時は増徴額は返還される。

三、家族賠償税(獨身税及無子税)

直接税に關しても子供のある者と無い者との社會的負擔の均衡を考慮して居る。

三十歳以上になりながら、未だ獨身であるか、離婚したか寡夫寡婦であるか又は結婚はして居ても子供のない一般所得税納税義務者に對しては、從來は所得税の増税が課せられて居たのであるが、今度は之を廢止して其の代りに家族賠償税を課すことにした。其の税率は次の通りである。

年收五萬法以下の者に對しては三分、五萬法以上十萬法以下の者に對しては六分、十萬法以上二十萬法以下の者に對しては九分、二十萬法以上三十萬法以下の者に對しては一割二分、三十萬法以上五十萬法以下の者に對しては一割五分、五十萬法以上八十萬法以上の者に對しては一割八分、八十萬法以上の者に對しては二割となつてゐる。

又、結婚してから二年以上経つても未だ子供のない納税義務者に對しては、左の税率に依る家族賠償税を課す。

年收五萬法以下の者に對しては二分、五萬法以上十萬法以下の者に對しては四分、十萬法以上二十萬法以下の者に對しては六分、二十萬法以上三十萬法以下の者に對しては八分、三十萬法以上五十萬法以下の者に對しては一割、五十萬法以上八十萬法以下の者に對しては一割二分、八十萬法以上の者に對しては二割である。

併し、之には例外規定があつて、左に該當する納税義務者に對しては家族賠償税は之を免除する。

- (1) 生れた子は皆死んだけれど、うち一人が十六歳以上まで生きて居た者。
- (2) 一九一九年三月三十一日の法律（癱疾程度四十パーセント以上の者に對する年金支給に關するもの）に依る年金受給者。
- (3) 一人以上の子供を引取つて育てゝゐる者。
- (4) 一人の子供を養子とした者。

四、間接税（アルコール税）

間接税としては、一立に付、四百瓦以下の糖分を含有するアニマ入アルコール飲料及びアルコールを基とする一切の食慾増進用飲料には純アルコール百立に付、三百法の附加税を課して居る。

アルコール飲料の所有數量の申告を怠るか又はいゝ加減の申告をした者に對しては、規定の税を徴収する外、税額の三倍に相當する罰金を課すことになつて居る。

第六 雜 則

官廳、縣、市町村、公法人又は認可施設が職員を採用する場合には、就職希望者が扶養すべき家族のある戸主たる既婚者又は鰥夫であるときは、規定、定款上の支障が無い限り、採用年齢の制限を緩和する。即ち、扶養すべき子供一人に付、一年づゝ制限年齢を繰下げるのである。

婚姻表について

以上で家族法典の概略の紹介は終了した。

尙ほ本法には未だ規定されるに至つて居ないが、現在考慮中の對策には住宅問題及び都市に於ける中産階級を保護する爲の外國人規定等である。就中、住宅問題は家庭生活生活上重大な問題である。國民の精神及び肉體の健康上からも、又經濟生活上からも深く考慮すべき問題で、一日も早く解決しなければならぬ。幸ひ、最近國立經濟委員會は本問題に關し或る結論に到達したので、之が立法化は餘り遠い將來ではあるまいと思ふ。

婚姻表について

岡崎文規

婚姻の頻繁度は、普通、ある年度の人口とその年度内に生起せる婚姻件數或は婚姻人員數との比によつて示され、これを普通婚姻率と稱してゐる。この普通婚姻率は、比率算定の基礎としての人口中に、事實上に於ても亦法律上に於ても婚姻能力なき幼少年者及び既婚者も混入してゐるから、理論上決して完全なものではない（註一）。それにも拘らずこの普通婚姻率が一般に廣く使用されてゐるのは、人口の年齢構成及び身分構成は短期間内では急激に變化するものでないと言ふ假定に基いてゐると同時に、又婚姻頻繁度を最も簡約に總括的表示し得るからである。

註(一) Mayr G., Statistik und Gesellschaftslehre. Bd. II. 4. Aufl. S. 666
Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology. P. 121